

# お知らせ

お知らせ

暮らしに便利

ハイ！119番です

健康ガイド

スポーツ

イベント

子育て1・2・3

まちかどtopics

野焼きなどの焼却行為は法律で禁止されています！

問環境課 ☎(55)7-1-14

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】により廃棄物の屋外焼却(野焼き)は禁止です！

▼禁止行為／

・ごみをそのまま積み上げて燃やす

・穴を掘つて燃やす

・プロック積みの炉、家庭用の焼却炉やドラム缶、一斗缶などで燃やす

※違反すると5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金またはその併科に処せられます。家庭ごみは市のごみ収集日に出してください。

【法律で例外とされている焼却の例】

・風俗習慣上または宗教上の行事を行つたために必要な廃棄物の焼却

（どんど焼きなどの地域行事における焼却など）

・農業、林業または漁業を営むためにやむをえないものとして行われる廃棄物などの焼却

（害虫駆除のための稻わら焼却など）

※廃ビニールなどの焼却は不可

・たき火その他日常生活を営む上で通常行われる焼却であつて軽微なもの（たき火、キャンプファイヤーでの木くずの焼却など）

※やむをえないものまたは軽微なものは、煙や臭いなどが近所の迷惑にならない程度の少量で周辺地域の生活環境に「著しい影響」を与えない焼却

【快適な生活環境の維持確保のお願い】  
焼却の例外扱いとされている場合であつても、風向きや燃やされる量、時

間帯などにより近隣住民から「煙がくさい」「洗濯物に臭いがつく」などの

連絡がありますと、やむをえないもの

または軽微なものとはみなされず、行

政指導の対象となることがあります。

また、周辺の状況によつては、火災の原因になることもあります。

例外行為であつても焼却をされた方の都合だけではなく周辺地域の生活環境に配慮する必要があります。

また、周辺の状況によつては、火災の原因になることもあります。

例外行為であつても焼却をされた方の都合だけではなく周辺地域の生活環境に配慮する必要があります。

## 4月2日は世界自閉症啓発デー

問社会福祉課 ☎(55)7-1-15

毎年4月2日は国連総会の決議で「世

界自閉症啓発デー」とされており、日

本では4月2日～8日を「発達障害啓

発週間」としています。

自閉症をはじめとする発達障害は、

親の育て方や本人の努力不足ではなく、

脳の発達の仕方の違いが原因とされて

います。「ミユニケーションが苦手で、

誤解されることが多く、生きづらさを

感じている方がいます。この機会に発

達障害についての理解を深めましょう。

【世界自閉症啓発デー・日本実行委員会  
公式サイト】  
□<http://www.worldautismawarenessday.jp/>

【住宅防火】  
いのちを守る10のポイント

・住宅火災の発生や逃げ遅れを防ぎ、命を守るために、戸頭から心掛けましょ。

・寝たまには絶対にしない、させない。

・ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。

・コンセントはほこりを清掃し、離れない。

・コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

・この運動は、火災が発生しやすい季節を迎えるにあたり、火災予防意識の一層の普及を図ることで、火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として毎年実施されています。



## 春季全国火災予防運動



問消防本部予防課 ☎(26)1-109

【市消防本部の主な取組内容】

- ・消防自動車による防火宣伝
- ・市内施設でのポスター、のぼり旗および横断幕掲示
- ・大型店舗などの立入検査
- ・市内学校での防火啓発放送
- ・セスナ機による航空防火宣伝

・火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは、防炎品を使用する。

・火災を小さくするために、消火器などを設置し、使い方を確認しておきましょう。

・お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。

・防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。